

道路橋点検士 資格制度について

1. 制度の目的

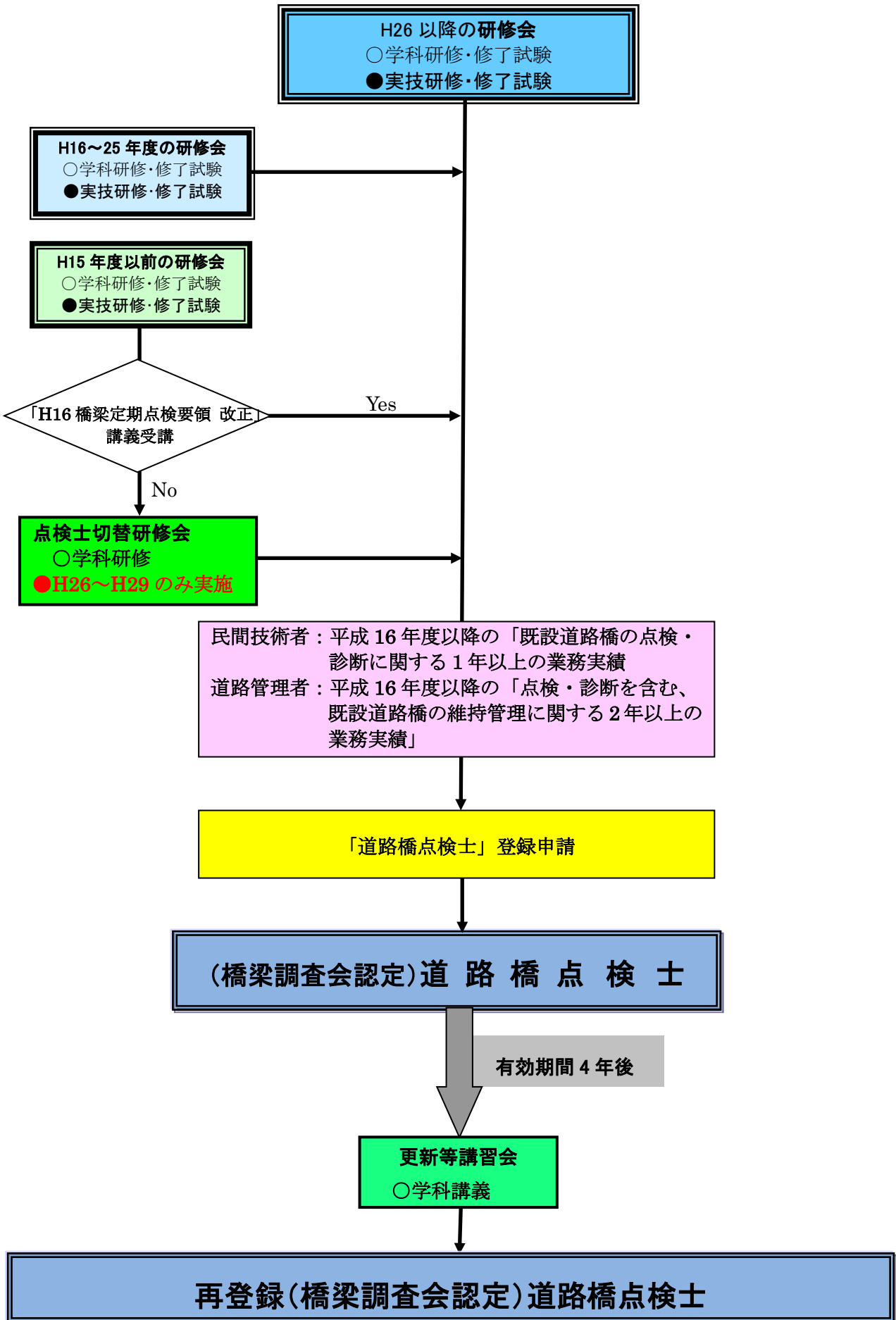
(一財)橋梁調査会では、この 20 年間で 68 回の橋梁点検技術研修会を開催し、学科及び実技試験に合格した延べ 9,435 名道路橋点検技術研修修了者を養成してきました。これらの技術者は、国をはじめ地方公共団体における道路橋の点検業務に従事しております。

今後、高度経済成長期に集中的に建設された道路橋が急速に高齢化し、それに伴い損傷も急速に進展していくものと考えられており、従来にも増して点検技術者が必要とされています。現在、平成 24 年 12 月に発生した笹子トンネル天井板崩落事故を契機に、道路橋をはじめとする道路構造物全国一斉点検が行われ、政府としても、日本再生戦略の中で、「インフラ長寿命化基本計画」を立案、点検制度等のメンテナンスの質の向上のための取組を推進しています。また、国土交通省の社会資本メンテナンス戦略小委員会の答申（平成 25 年 12 月）においては、法令や基準を理解し、個々の施設特性に応じた的確な点検・診断業務を確実に実施できる技術者・技能者の育成、点検や診断に関する資格制度の確立、民間資格の活用、資格取得者による維持管理業務履行の推進を謳っています。

以上の状況に鑑み、今後、道路橋の点検技術者の更なる技術力の向上や点検結果の精度・信頼性の確保を図る必要があるため、(一財)橋梁調査会は、「橋梁点検技術研修会」に継続教育制度を取り入れた更新研修を含む「道路橋点検士技術研修会」に発展的に改組し、この研修会を修了し試験に合格した者で、一定の点検・診断に関する業務実績を有する者を「(橋梁調査会 認定)道路橋点検士」に認定する制度に改正します。

今後は、民間資格として、更に道路橋点検技術者の技術力の向上に寄与してまいりますので、創設の趣旨を十分にご理解いただき、道路橋点検の実務に積極的に携わろうとする意欲的な方々の参加をお待ちしています。

「道路橋点検士」資格制度のフローチャート<概要>



2. 制度の概要

(1) 道路橋点検士の登録及び有効期間

対 象：橋梁調査会が実施する「道路橋点検士技術研修会」を修了し試験に合格、かつ平成 16 年度以降の既設道路橋の点検・診断に関する 1 年以上の業務実績（道路管理者においては、平成 16 年度以降の点検・診断を含む既設道路橋の維持管理に関する 2 年以上の業務実績）を添えて登録申請した者。

有効期間：「道路橋点検士」資格を授与した翌年度から起算して 4 年間

更 新：所定の更新手続きにより、4 年間延長できる。

切 替：平成 25 年度以前の橋梁点検技術研修会修了証を授与されている者が、「道路橋点検士」資格に切替えるには、下記「(3) 平成 25 年度以前の橋梁点検技術研修会修了者の扱い」による。

(2) 道路橋点検士技術研修会（平成 26 年度～）

構 成：「座学研修および試験」ならびに「実地研修および試験」で構成し、3 日間の研修。

受講資格：①大学または高等専門学校（専攻科）の指定学科を卒業した者で橋梁に関する実務経験 3 年以上を有する者、及び指定学科以外を卒業した者で橋梁に関する実務経験 5 年以上を有する者。

②短期大学または高等専門学校の指定学科を卒業した者で橋梁に関する実務経験 5 年以上を有する者、及び指定学科以外を卒業した者で橋梁に関する実務経験 7 年以上を有する者。

③高等学校の指定学科を卒業した者で橋梁に関する実務経験 7 年以上を有する者、及び指定学科以外を卒業した者で橋梁に関する実務経験 9 年以上を有する者。

④上記①～③の指定学科とは、土木工学、農業土木学、鉱山土木学、砂防学、治山学、都市工学、衛生工学、交通工学または緑地・造園学に関する学科をいう。

⑤技術士、土木鋼構造物診断士、コンクリート診断士、コンクリート構造診断士、RCCM 及びその他 道路橋点検士委員会（以下「委員会」という。）が認めた資格を有する者。

⑥前記①から④に関わらず、第 14 条に定める委員会が認めた者。

認 定：①平成 16 年度以降の既設道路橋の点検・診断業務に関する 1 年以上の業務実績（道路管理者においては、平成 16 年度以降の既設道路橋の点検・診断業務を含む維持管理に関する 2 年以上の業務実績）を有する者は、本研修会を修了し試験に合格した場合に、「道路橋点検士」に認定・登録する。

②前記①に該当しない者においては、「道路橋点検士研修会修了証」を授与する。その後、①に該当する業務実績ができた者は、その業務実績を添付・申請することで「道路橋点検士」に認定・登録する。

受講者選定：申込者が募集者数を上回った場合は、抽選とする。

(3) 平成 25 年度以前の橋梁点検技術研修会修了者の扱い

平成 25 年度以前の橋梁点検技術研修会修了者は、下記①、もしくは②の道路橋点検士切替技術研修等を経て、「道路橋点検士」に認定・登録する。

①「平成 16 年度～25 年度の修了証」、「平成 16 年度要領改訂研修会修了証」の何れかを授与されている者は、平成 16 年度以降の既設道路橋の点検・診断に関する 1 年以上の業務実績（道路管理者においては、平成 16 年度以降の点検・診断を含む既設道路橋の維持管理に関する 2 年以上の業務実績）を添付・申請することで「道路橋点検士」に認定・登録する。

②上記①以外の修了証を授与されている者は、道路橋点検士切替技術研修会を修了し、かつ、平成 16 年度以降の既設道路橋の点検・診断に関する 1 年以上の業務実績（道路管理者においては、平成 16 年度以降の点検・診断を含む既設道路橋の維持管理に関する 2 年以上の業務実績）を添付・申請することで「道路橋点検士」に認定・登録する。

ただし、道路橋点検士切替技術研修会の実施期間は、平成 26 年度～29 年度の 4 年間とする。

(4) 道路橋点検士切替技術研修会

平成 15 年度以前の研修会修了証を授与され、かつ平成 16 年度要領改訂研修会修了証を授与されていない者は、本「道路橋点検士切替研修会」を修了し、かつ平成 16 年度以降の既設道路橋の点検・診断に関する 1 年以上の業務実績（道路管理者においては、点検・診断を含む既設道路橋の維持管理に関する 2 年以上の業務実績）を添付・申請することで「道路橋点検士」に認定・登録する。

構 成：「座学研修」を 0.5 日間

受講資格：①平成 15 年度以前の「橋梁点検技術研修会 修了証」を所持し、かつ平成 16 年度の橋梁点検研修会（H16 要領改訂研修）修了証を所持していない者。

実施時期：平成 26 年度～29 年度の 4 年間とし、毎年 9 月～12 月に、全国の複数箇所で開催する。

受講者選定：申込者が募集者数を上回った場合は、抽選とし、落選者は「次回の優先選定」を行う。

(5) 道路橋点検士更新等講習会

道路橋点検士の有効期間を更新する場合は、「道路橋点検士更新等講習会」を修了することで「道路橋点検士」に再認定し、登録する。

構 成：「座学講習」を 0.5 日間

受講資格：①道路橋点検士の有効期限の年度及び前年度の者

②道路橋点検士の有効期限を過ぎて再登録をする者

実施時期：講習会は、平成 29 年以降 毎年、全国の複数箇所で開催する。

受講者選定：申込者が募集者数を上回った場合は、抽選とし、落選者は「次回の優先選定」を行う。

(6) 登録申請

「平成 16 年度要領改訂研修会修了証」、及び平成 16 年度以降の「橋梁点検技術研修会修了証」または「道路橋点検士技術研修会修了証」並びに「道路橋点検士切替研修会修了証」を所持している者が、「道路橋点検士」に登録するには、平成 16 年度以降の既設道路橋の点検・診断に関する 1 年以上の業務実績（道路管理者においては、点検・診断を含む既設道路橋の維持管理に関する 2 年以上の業務実績）を添付・申請することとする。

(7) 認定、更新、登録事項、名簿、登録失効、再登録

認 定：「橋梁調査会認定 道路橋点検士」の認定は道路橋点検士委員会が行い、「登録証及び登録者証（登録カード）」を交付する。

登 録：前記（6）の登録申請は平成 26 年度以降登録の申込みをすることができる。

更 新：所定の更新手続きにより、4 年間延長できる。一端登録されてから更新を行わなかった場合の登録申込みは、「再登録」とする。

登録事項：登録事項は、登録番号、登録有効期間、氏名、生年月日、勤務先の名称・所在地、その他別に定める事項とする。

名 簿：道路橋点検士名簿には、氏名、勤務先名称等を掲載する。
名簿は、橋梁調査会 企画部で管理し、所定の手続きを経て閲覧できるものとする。

登録失効：登録の更新をしなかった者は、有効期間満了と同時に登録が失効し、名簿から削除するとともに道路橋点検士未登録者とする。

再 登 録：道路橋点検士の再登録は、「道路橋点検士更新等講習会」を受講することとし、登録証及び登録者証（登録カード）を再交付するとともに、道路橋点検士名簿に再掲載する。

(8) 罰則規定

（一財）橋梁調査会 理事長は、「橋梁調査会認定 道路橋点検士」に、その業務の遂行に当たり、著しく品位を傷つける行為があった場合は、その資格を剥奪することがある。